

特記仕様書

第1章 総 則

（適用範囲）

第1条 この特記仕様書は、木曽岬町（以下「甲」という。）が実施する「下水道中継ポンプ購入」（以下「本物件」という。）に適用する。

（施行計画）

第2条 受託者（以下「乙」という。）は、本物件着手前に「甲」と十分な打ち合わせを行うものとする。

（疑義の協議）

第3条 本物件実施中に「乙」は「甲」と常に密接な連絡をとり、仕様書及びその他において疑義が生じた場合は、「甲」「乙」協議のうえ決定するものとする。

（資料の貸与）

第4条 「乙」は「甲」に業務遂行、納品検査のため必要な資料等の貸与を求めることができる。貸与された資料等は業務完了後、速やかに返却せねばならない。

（秘密保持）

第5条 「乙」は、業務の遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

第2章 物件内容

（計画準備）

第1条 本物件に関する実施計画や工程管理の策定、資料の収集整理や「甲」との打ち合わせ等を行うものとする。

（本物件の施行）

第2条 本物件において内容は、以下のとおりとする。

- （1）中継ポンプ5台の納品とする。詳細は設計単価資料を確認すること。
- （2）中継ポンプはすべて新品かつ本年度製造のものとする。

（納品場所）

第3条 本物件の納品する場所は、下記のとおりとする。

木曾岬町東部地区クリーンセンター（三重県桑名郡木曾岬町大字和富10番地2）
及び指定する町内農業集落排水事業処理場（1か所）

（履行期限）

第4条 契約日から180日以内とする。

（その他）

第5条 暴力団等不当介入に関する特記仕様書あり。